

R7 危険空き家等除却補助金 チェックシート

※この補助金は事前調査結果で、危険度が高い空き家等から順に交付するものです。

※申請されたすべての方へ、交付されるものではありません。

※事前調査申請期間は、5/7（水）～6/30（月）です。



■事前調査申込書に必要なもの

必須書類	1	登記事項証明書（建物・土地） ※法務局で取得	未登記の場合は、課税台帳もしくは納税通知書
	2	位置図	ゼンリン地図、グーグルマップ等のコピー
	3	外観写真	現像したもの、もしくはパソコン等で出力したもの
	4	見積書	佐賀県内に本店がある解体業者からの見積書 ※家屋以外にも同時に解体される場合は、家屋とそれ以外の解体費用がわかる詳細な見積書
	5	許可証	建設業の許可証（公印のあるもの） もしくは解体工事業の登録通知書（県知事の公印のあるもの）
	6	誓約書	申請者のみ
必要に応じて	7	相続人であることが分かる書類	名義人との相続が分かる戸籍など
	8	確約書 （相続人を代表して1人が行う場合）	代表相続人（申請者）の実印 代表相続人（申請者）の印鑑証明書
	9	除却同意書 （共有名義人もしくは相続人全員から実印をもらう場合）	共有名義人もしくは相続人全員に実印を押してもらう 共有名義人もしくは相続人全員の印鑑証明書
	10	除却同意書 （抵当権がついている場合）	抵当権者の実印を押してもらう 抵当権者の印鑑証明書

■長屋の場合

1	他の区分所有の長屋の所有者が分かるもの	他の区分所有の長屋（自分の長屋以外）の登記事項証明書（家屋のみ）
2	他の区分所有の長屋の相続人が分かるもの	他の区分所有の長屋（自分の長屋以外）の所有者の相続人の戸籍など
3	他の区分所有者の長屋の相続人の除却同意書（実印を押してもらう）	他の区分所有の長屋（自分の長屋以外）の所有者の相続人全員の印鑑証明書

※補助金制度について、詳しくはホームページでご確認ください⇒



【担当】小城市役所 定住推進課 電話：0952-37-6150